

2023年度  
電圧調整機能の提供に関する契約書  
(ひな型)

2023年〇月〇〇日

〇〇株式会社  
北海道電力ネットワーク株式会社

収入印紙

4,000 円

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「乙」という。）とは、2022年9月1日に乙が公表した「2022年度電圧調整機能募集要綱」（以下「募集要綱」という。）を承諾のうえ、乙が電圧調整を実施するための電圧調整機能を、甲が乙に提供することについて、次のとおり契約（以下、「本契約」）する。

（要請運転）

第1条 甲は、別紙1（契約発電機一覧）の発電設備（以下「契約発電機」という。）を用いて、乙に対して電圧調整機能の提供を行なうものとする。

2 本契約において、電圧調整機能の提供とは、次のものをいう。

（1）乙の系統に並列する発電機数が限定される軽負荷期において、作業等により大型火力発電機が停止した場合に不足する基幹系統の無効電力調整能力を発電機の追加起動により補うための、基幹系統に連系する発電機の運転（以下「基幹系電圧調整対策」という。）。

（2）乙の系統に並列する発電機の停止等により、交流系統の短絡容量が低下することによる北本連系設備の電圧不安定振動の発生を防止し、緊急受電時に容量上限まで電力融通を行うために、乙の交流系統の変換所地点もしくは道央地域で発電機の追加起動により必要な短絡容量を確保するための発電機の運転（以下「北本安定運転維持対策」という。）。

（受電地点および送電上の責任分界点）

第2条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約発電機に関し、乙との間で乙の2023年〇月〇日実施の託送供給等約款（以下「約款」という。）にもとづき締結されている発電量調整供給契約に定めに準ずるものとする。

（財産分界点および管理補修）

第3条 財産分界点および管理補修は、契約発電機に関し、乙との間で約款にもとづき締結されている発電量調整供給契約の定めに準ずるものとする。

（発電機名、所在地、受電地点特定番号、定格出力、電圧、最低運転出力、（基幹系電圧調整対策の場合、「最低出力運転時の進相無効電力供出量」を加え、北本安定運転維持対策の場合、「立地地域」を加える。））

第4条 契約発電機の発電機名、所在地、受電地点特定番号、定格出力、電圧、

最低運転出力、（基幹系電圧調整対策の場合、「最低出力運転時の進相無効電力供出量」を加え、北本安定運転維持対策の場合、「立地地域」を加える。）は別紙1（契約発電機一覧）のとおりとする。

（運用要件）

第5条 甲は、契約発電機について次の各号の運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の要請に従い電圧調整機能の提供をするものとする。

- （1）甲は、次条にもとづきあらかじめ定める補修停止等の期間を除き、事前に要請する期間において燃料確保等を含め電圧調整機能の提供が可能な状態に維持すること。
- （2）甲は、乙からの要請により運転をする場合、発電余力について、やむを得ない事由がある場合を除き、需給調整市場等へ応札すること。
- （3）甲は、契約発電機に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるように努めること。
- （4）甲は、契約発電機の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。

2 乙は、甲に対し原則2か月前までに該当月1か月分の契約発電機ごとの要請運転の対象となる期間（以下、「要請運転期間」という。）および要請運転時の発電電力量について通知するものとする。ただし、運転要請期間および要請運転時の発電電力量が2か月前から変更となる場合には実需給断面の前日10時までに通知するものとする。

3 乙は、実需給断面で緊急的な発電機停止等により運転要請期間が増加する場合は速やかに甲に要請し、甲は可能な限り要請に応じること。

4 乙の要請内容の変更等により、該当月1か月間における発電電力量の実績の合計が、2か月前までに通知した要請運転時の発電電力量の合計に満たなかった場合は、乙は未達分の発電電力量を次月以降に繰り越して使用するものとする。

尚以って未達が発生する場合は、乙は電圧調整機能提供期間内に要請運転、もしくは電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約を締結している場合は電源Ⅱ契約にもとづく運転にて、未達分全量を使用するものとする。ただし、この場合の要請運転については、基本料金算定に用いる要請運転実績コマにカウントしない。

5 本契約の運用上必要な細目については、必要に応じて別途甲乙間で定めるものとする。

- 6 甲は、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下総称して「本契約等」という。）を遵守するものとする。

(停止計画)

- 第6条 甲は乙が定める期日までに、乙に対して第17条で定める電圧調整機能の提供期間（以下「契約期間」という。）における契約発電機の停止計画の案を提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。
- 2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。
- (1) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等、作業停止期間短縮に努めること。
- (2) 甲は、乙が他の契約発電機の停止計画との重複を避けるため等、停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じること。

(発電計画の提出)

- 第7条 甲は、対象発電機および要請運転により発電計画値策定に影響を受けた発電機（以下、「持替元発電機」という。）について、次の各号の発電計画を実需給月の翌月20日までに乙に対し提出するものとする。
- (1) 日本卸電力取引所におけるスポット市場の約定結果を反映した30分コマごとの発電計画（以下、「スポット後バランス」という。）。  
(2) スポット後バランスに要請運転を考慮した30分コマごとの発電計画（以下、「要請後バランス」という。）。ただし、電力広域的運営推進機関に提出する翌日計画と同等な計画とする。

(料金)

- 第8条 乙は、電圧調整機能の提供に係る料金として、第12条で定める基本料金および第13条で定める損失費用を甲に支払うものとする。
- 2 甲は、第15条で定める停止割戻料金が発生した場合、乙に支払うものとする。
- 3 前2項に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までとする。

(要請運転実績コマの算定)

第9条 基本料金算定に用いる要請運転実績コマは以下のいずれも満たしている場合のコマとする。

- (1) 要請後バランスからスポット後バランスを契約発電機ごとに減じて得た値が正の場合となるコマ
- (2) 同契約発電機において、実需給断面にて運転実績のあるコマ
  - 2 乙は、前項により算定された要請運転実績コマを、原則として料金算定期間の翌々月10日までに、甲へ通知するものとする。
  - 3 第15条に定める代替発電機による電圧調整機能の提供時の算定については、前2項に準ずるものとする。

(各精算電力量の算定)

第10条 各精算電力量は、契約発電機ごとに次のとおり算定するものとする。

(1) 上げ精算電力量

要請運転期間において、対象発電機の要請後バランスからスポット後バランスを減じた値とする。

(2) 下げ精算電力量

要請運転期間において、持替元発電機のスポット後バランスから要請後バランスを減じた値とする。

- 2 乙は、前項により算定された各精算電力量を、原則として料金算定期間の翌々月10日までに、甲へ通知するものとする。

(起動回数の算定)

第11条 契約発電機の起動操作の回数(以下、「起動回数」という。)は、契約発電機ごとに、最後に停止した時間から起動までの時間(以下「停止時間」という。)に応じた範囲を設定し、その範囲ごとに要請後バランスにて計画される起動回数から、スポット後バランスにて計画される起動回数を減じた値とする。

- 2 乙は、前項により算定された起動回数を、原則として料金算定期間の翌々月10日までに、甲へ通知するものとする。

(基本料金の算定)

第12条 基本料金は、契約発電機ごとに、以下の式にて算定した金額を料金算

$$\text{応札価格 [円]} \times \frac{366 \text{ [日]}}{\text{想定運転要請期間 [日]}} \times \frac{\text{要請運転実績コマ数 [コマ]}}{17,568 \text{ [コマ]} ※}$$

定期間にわたって合計した金額とする。

※ 1年間の総コマ数(366日×48コマ『1日当たりの30分コマ数』)

2 本契約が契約期間の途中で終了する場合、契約終了日を含む月の基本料金については、契約終了日までの当該月の要請運転実績コマ数にて算定した金額とする。

(損失費用の算定)

第13条 損失費用は、持替費用と起動費の合計金額とする。ただし、負の値となった場合は料金精算を行わないこととする。

なお、各号の金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

(1) 持替費用

持替費用は上げ精算費用から下げ精算費用を減じた値とし、それぞれ次のとおり算定する。

a. 上げ精算費用

契約発電機ごとに、第10条により算定された「上げ精算電力量」に第14条により甲から通知された単価を乗じた金額を料金算定期間にわたって合計した金額とする。

b. 下げ精算費用

持替元発電機ごとに、第10条により算定された「下げ精算電力量」に第14条により甲から通知された単価を乗じた金額を料金算定期間にわたって合計した金額とする。

(2) 起動費

契約発電機ごとに、第11条により設定される停止時間の範囲ごとに、第11条により算定した「起動回数」に第14条により甲から通知された単価を乗じて費用を算定し、そのすべての範囲の料金算定期間の合計金額とする。

(損失費用に係る単価)

第14条 第13条の持替費用および起動費の算定に用いる単価については、

甲は乙に対し別紙2（単価表）により、契約発電機および持替元発電機ごとに、熱消費量特性曲線等より求めた、当社の要請運転に応じる際の単価を料金算定期間の翌月20日までに提出するものとする。また、各単価については、コストを踏まえた設定とし、第24条で定める事業税相当額または収入割相当額を除いた金額とする

- (1) 上げ精算単価：上げ精算費用に適用する単価（円/kWh）
- (2) 下げ精算単価：下げ精算費用に適用する単価（円/kWh）
- (3) 起動費単価：起動費に適用する単価（円/回・機、第11条により定める停止時間の範囲ごとに設定）

2 乙は甲に対し単価の算定根拠を求めることができるものとする。

（停止割戻料金）

第15条 要請運転期間において、乙の責とならない契約発電機の事故や当

$$\text{基本料金の1時間相当額} = \text{基本料金} \div 720^*$$

$$\text{停止割戻料金} = \text{停止割戻対象時間} \div 0.5 \times \text{基本料金の1時間相当額}$$

日の計画外の点検、並解列の制約等の事由により、甲が乙に電圧調整機能の提供ができない場合は停止状態（以下「停止」という。）とし、その当日の停止期間（以下、停止割戻対象時間という。）に対して、停止割戻料金を以下のとおり算定する。

※ 30日（料金算定期間の日数によって変動）×24時間＝720時間

- 2 甲が電圧調整機能の提供が可能な代替発電機を乙に提示し、当社が差替えを認めた場合または停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、停止割戻料金の対象としないことができるものとする。

（料金等の支払い）

第16条 料金等は第12条、第13条および第15条により算定した料金に第24条で定める事業税相当額または収入割相当額、第25条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

- 2 算定した料金等については、原則として、乙が料金等の通知のために発行する仕入明細書、適格請求書および仕入明細書（対価の返還）を「適格請求書等保存方式」における適格請求書等として甲に通知する。

なお、乙が発行する適格請求書等で、請求書発行区分が第25条第2

項（１）または（２）に該当する場合、通知日の翌日から起算して５日以内に甲から記載内容の誤りに関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなし、以下のとおり支払いを行なうものとする。

- 3 甲は、第１２条にもとづく基本料金および第１３条にもとづく損失費用を、翌々月２１日までに乙に請求し、乙は同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求が同月２２日以降であった場合は、乙は、その遅延した日数に応じ支払い期日を延伸するものとする。
- 4 乙は、第１５条にもとづく停止割戻料金を翌々月２１日までに甲に請求し、甲は同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）までに乙に支払うものとする。ただし、乙の請求が同月２２日以降であった場合は、甲は、その遅延した日数に応じ支払い期日を延伸するものとする。
- 5 第３項および第４項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年１０パーセント（閏年の日を含む期間についても、３６５日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。
- 6 第１２条、第１３条および第１５条により算定した料金が不相当と認められる場合は、甲乙で協議のうえ、金額の再算定を行なうものとする。再算定の結果、適切な金額と既支払金額との間に差額が発生した場合は、次の料金支払いに合わせて乙が請求書発行区分ごとに、月単位で適格請求書等を再発行し、精算するものとする。
- 7 乙は、第１５条にもとづく停止割戻料金が生じた場合、第３項に定める料金と相殺できるものとし、その場合の料金の請求および支払いは前各号に準ずるものとする。

#### （契約期間および契約の有効期間）

第１７条 本契約の契約期間は、２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までとする。

- 2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

#### （合意による解約）

第１８条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその



旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第19条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 第1項の催告を行なった後、10日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、意図的な契約不履行が認められた場合または次の各号に該当する場合、甲または乙は、相手方に対して何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 支払不能もしくは支払停止、または手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

(2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(3) 差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(4) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(5) 公租公課の滞納処分を受けた場合

4 本契約にもとづく甲の電圧調整機能の提供に必要となる、電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが契約期間の始期までに完了しないことが明らかとなった場合、乙は、本契約を直ちに解除できるものとする。

(解約または解除に伴う賠償)

第20条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第21条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約を

その承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第22条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者(以下これらを総称して「反社会的勢力」という。)であると認められる場合
  - (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
  - (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合(乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。)
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
    - イ 暴力的な要求行為
    - ロ 法的な責任を超えた要求行為
    - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙は、自らが第1項各号に該当しないことを確約し、将来も1項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第23条 甲が、本契約に違反して、乙もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害(間接損害および特別損害を含む。)を与えた場合、甲は、乙もしくは第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。

- 2 乙が、本契約に違反して、甲もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害(間接損害および特別損害を含む。)を与えた場合、乙は、甲もしくは第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。

(事業税相当額および収入割相当額)

第24条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税および特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。適用する事業税率は別紙3(事業税率)のとおりとする。

2 料金算定時の事業税相当額および収入割相当額の算定方法は次のとおりとする。

(1) 乙が甲に支払う場合

基本料金、損失費用の請求時には、収入割相当額をそれぞれ加算する。ただし、甲の事業税に収入割を含む場合で、かつ、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額の相当する金額が控除される場合に限り加算するものとする。

なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

(2) 甲が乙に支払う場合

停止割戻料金の請求時には、事業税相当額を加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙の事業税率とする。

(消費税等相当額)

第25条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 消費税等相当額の計算にあたっては、第16条第1項の各号により算定した料金に第26条第2項に定める事業税相当額または収入割相当額を加算し、以下の消費税等相当額に関する算定区分(以下、「請求書発行区分」という)ごとに合算した金額を課税標準とする。

(1) 乙が甲に支払う料金(仕入明細書)

基本料金、損失費用の合計額

(2) 甲が乙に支払う料金(仕入明細書における対価の返還)

停止割戻料金

第26条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、第24条で定める事業

税相当額または収入割相当額および第25条で定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、事業税、収入割および消費税が課される金額ならびに事業税相当額、収入割相当額および消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

- 2 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

(運用細目)

第27条 本契約の運用上必要な細目については、必要の都度、別途甲乙間で協議のうえで定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第28条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、札幌地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

- 2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第29条 甲および乙は、本契約の内容および本契約の履行にあたって知り得た当事者の機密情報（各当事者が「機密」であることを口頭または書面で示した情報をいう）について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合

- 2 本条に定める規定は、本契約終了後も存続するものとする。

(協議事項)

第30条 本契約に定めのない事項については、本契約等によるものとする。

- 2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。

2023年〇月〇日

(住所) 北海道〇〇市〇〇町〇〇番  
甲 〇〇株式会社  
取締役社長 〇〇 〇〇

(住所) 北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地  
乙 北海道電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 社長執行役員 藪下 裕己

別紙1 (契約発電機一覧表)

発電機名	所在地	受電地点特定番号	定格出力 (kW)	電圧 (kV)	最低運転出力 (kW)	最低運転時の 進相無効電力供出量 (Mvar)	立地地域

別紙2 (単価表)

契約 発電機	号機	定格出力 (kW)	精算単価 (円/kWh)						起動費単価 (円/回・機)							
			上段 出力帯 (千 kW)						上段 停止時間 (時間)							
〇〇発電所	〇号機	〇〇〇, 〇〇〇kW	上げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...	起動費	~**	~**	~**	~**	~**	...
			下げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...		~**	~**	~**	~**	~**	...
〇〇発電所	〇号機	〇〇〇, 〇〇〇kW	上げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...	起動費	~**	~**	~**	~**	~**	...
			下げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...		~**	~**	~**	~**	~**	...
〇〇発電所	〇号機	〇〇〇, 〇〇〇kW	上げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...	起動費	~**	~**	~**	~**	~**	...
			下げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...		~**	~**	~**	~**	~**	...
〇〇発電所	〇号機	〇〇〇, 〇〇〇kW	上げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...	起動費	~**	~**	~**	~**	~**	...
			下げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...		~**	~**	~**	~**	~**	...
〇〇発電所	〇号機	〇〇〇, 〇〇〇kW	上げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...	起動費	~**	~**	~**	~**	~**	...
			下げ	**~**	**~**	**~**	**~**	**~**	...		~**	~**	~**	~**	~**	...

別紙3 事業税率

- ・2023年度に適用される甲の収入割の事業税（事業税＋特別法人事業税）の実効税率

〇.〇〇%

- ・2023年度に適用される乙の事業税（事業税＋特別法人事業税）の実効税率

〇.〇〇%